

# 地域公共交通確保維持改善事業(バリアフリー化設備等整備事業)の 事業評価について

## 1 事業評価について

国土交通省の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業を活用する場合は、補助金交付要綱等に基づき、事業計画の策定や、事業終了後に事業の評価を行う必要があります。

令和5年7月の山形市公共交通活性化議会(山形市地域公共交通協議会の前身にあたる協議会)にて上記補助金を活用するために策定した事業計画に基づき、交通事業者が福祉タクシーを導入し、事業が完了したため事業評価を行うものです。

## 2 事業の概要

実施主体:山寺観光タクシー株式会社

事業内容:福祉タクシーの導入 1台

## 3 導入車両



## 4 事業評価の内容

別紙のとおり

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

## 案

令和6年 月 日

協議会名: 山形市地域公共交通協議会

評価対象事業名: バリアフリー化設備等整備計画

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
山寺観光タクシー株式会社	福祉タクシー (スロープ装備車1両)	<p><u>前回の事業評価結果</u> 事業の目標達成に向けて、山形市公共交通活性化協議会においてバリアフリー化設備等整備計画の策定を行ったり、山形市において国補助の周知を図る。 あわせて、車いすやストレッチャー利用者の更なる移動の円滑化に向けて、福祉関係団体等と協力しながら福祉タクシーの普及啓発を図る。</p> <p><u>反映状況</u> 山形市の委託事業において、高齢者の生活に役立つ情報をまとめた冊子を作成しており、その中で福祉タクシーを含めた外出支援に関する情報をまとめている。 各コミセンや市窓口に設置し、利用者への説明等に活用しながら普及啓発を図った。</p>	<p>事業計画のとおり、福祉タクシー車両1台を導入した。</p> <p>A 以上より、事業実施の適切性はA(計画に位置付けられたとおり、適切に実施された)</p>	<p><u>事業の目標の達成状況</u> 令和2年度から3か年において福祉タクシーの車両導入比率が2.4ポイント上昇し7%となったことを踏まえ、令和4年度から令和6年度までの3か年の目標を更に2.4ポイント増の9.4%に設定。 ○令和6年12月1日時点 導入率8.2%</p> <p><u>事業の効果の達成状況</u> 福祉タクシー車両を導入することにより、車いすやストレッチャー利用者の移動の円滑化を図るとしている。 タクシー事業者からの聞き取りによると、令和5年以降福祉タクシーを新規かつ定期利用する人が増えており、車いすやストレッチャー利用者の移動の円滑化が図られている。</p>	<p>前回評価時(R5.12.28)と比較し、福祉タクシー台数の増車数よりも一般車両の増車数が多い、導入率が低下している。 今後、次期地域公共交通計画を策定する中で、福祉関係者や交通事業者と福祉タクシーに関する意見交換等を行い、ニーズを把握しながら、適切な目標の設定や誰もが移動しやすい環境整備に向けた施策を検討する。</p>